平成２４年（フ）第１８７号
静岡県富士宮市三園平157番地
破産者　滝川　正美
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２２９２号
名古屋市緑区旭出２丁目614番地の１　ユニーブル旭出Ⅲ205号
破産者　シングルズバーｉｆこと　青木佐輝子
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６５号
広島市佐伯区海老園２丁目８番22号
破産者　河野ミドリ
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６８号
広島市佐伯区海老園２丁目８番22号
破産者　河野　　芳
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６９号
長崎県諫早市小野町520番地44
破産者　垣内　亜矢（旧姓外尾）
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
北海道旭川市永山１条23丁目１番19号　有料老人ホーム菜の花
破産者　畠　　透
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１２号
北海道帯広市西16条南４丁目７番15号　スペース164・101号
破産者　草野　一喜
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
青森県十和田市西二十二番町６番13号　漆舘アパート２号
破産者　清水　　勇
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第３４号
青森県十和田市西一番町15番14号
破産者　中野渡ひろ子
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第４６号
青森県三沢市花園町５丁目31番地311号　ニューなかたＡ号
破産者　石橋　栄子
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２８６号
秋田市茨島７丁目３番８号　ローズガーデンＡ１階３号、前住所秋田市土崎港北６丁目２番20―５号
破産者　本間　　齊
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２号
秋田県能代市住吉町17番６号　藤原アパート１階
破産者　藤原　弘毅
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第２５０８号
横浜市中区本牧原21番１―1210号、開始決定時の住所横浜市磯子区磯子７丁目15番１―407号
破産者　塩川　博孝
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６１５号
横浜市中区本牧原21番１―1210号、開始決定時の住所横浜市磯子区磯子７丁目15番１―407号
破産者　塩川　惠子
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４号
横浜市鶴見区獅子ケ谷２丁目35番35―506号
破産者　高田　敏文
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０５１号
横浜市磯子区岡村８丁目１番24―402号
破産者　石井　良広
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７号
富山県射水市中太閤山16丁目13番地、開始決定時の住所富山県射水市橋下条501番地
破産者　寺澤　　清
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第９７号
長野市大字北長池1241番地６
破産者　小林　敏美
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
静岡県浜松市浜北区横須賀694番地の１、前住所静岡県富士市浅間上町14番31号
破産者　白川　幸男
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部